

専門理学療法士ならびに認定理学療法士資格取得および更新に関わる履修ポイント基準

大項目	項目	履修ポイント	旧制度*1
1. 学会参加	1) 理学療法学術大会(以下「学術大会」)	20ポイント	2単位
	2) 専門領域分科会学術集会(以下「分科会学会」)	20ポイント	2単位
	3) 世界理学療法学会(以下「WCPT」)	20ポイント	2単位
	4) アジア理学療法学会(以下「ACPT」)	20ポイント	2単位
	5) ブロック学術集会・学会(以下「ブロック学会」)	10ポイント	2単位
	6) 都道府県士会学術集会・学会(以下「都道府県学会」)	10ポイント	1単位
	7) 学際領域の学会・学術集会(以下「関連学会」) 日本作業療法学会, 日本言語聴覚学会, 日本コミュニケーション障害学会学術講演会, 日本リハビリテーション医学会学術集会, 日本職業リハビリテーション学会, 日本摂食・嚥下リハビリテーション学会, リハビリテーション・ケア合同研究大会, 日本リハビリテーション看護学会学術大会, 日本義肢装具学会学術大会, 日本音声言語医学会学術講演会, その他日本学術会議協力学術研究団体に登録している団体*2	10ポイント	1単位
	8) 上記以外の医学・工学・福祉学などの学術集会・学会*3		
2. 講習会・研修会等の受講	1) 理学療法学術研修会(以下「学術研修会」)	20ポイント	2単位
	2) 協会主催理学療法士講習会*4	20ポイント	2単位
	3) 協会主催研修会	20ポイント	2単位
	4) 協会が後援*5する講習会・研修会	10ポイント	1単位
	5) 都道府県士会主催の講習会・研修会	10ポイント	1単位
	6) 都道府県士会が後援*5する講習会・研修会	5ポイント	なし
	7) その他の*6講習会・研修会	5ポイント	1単位
3. 論文・著作等*7	1) 協会機関誌「理学療法学」[Journal of the Japanese Physical Therapy Association]掲載論文の筆頭著者	80ポイント	5単位
	2) 協会機関誌「理学療法学」[Journal of the Japanese Physical Therapy Association]掲載論文の共著者	10ポイント	5単位
	3) 上記以外のリハ関連雑誌の筆頭著者	40ポイント	5単位
	4) 依頼原稿の筆頭著者	40ポイント	5単位
	5) 著書・編著書の主たる著者	80ポイント	5単位
	6) 著書・編著書の共同執筆者*8	30ポイント	1単位
4. 学会発表等	1) 「学術大会」・「分科会学会」・「学術研修会」・「WCPT」・「ACPT」でのシンポジスト, パネリスト, 講演講師等(筆頭演者に限る)	15ポイント	4単位
	2) 「学術大会」・「分科会学会」・「学術研修会」・「WCPT」・「ACPT」での一般発表(指定演題含む)の筆頭演者	10ポイント	4単位
	3) 「ブロック学会」・「都道府県学会」でのシンポジスト, パネリスト, 講演講師等(筆頭演者に限る)	10ポイント	2単位
	4) 「ブロック学会」・「都道府県学会」での一般発表(指定演題含む)の筆頭演者	5ポイント	2単位
	5) 「関連学会」でのシンポジスト, パネリスト, 講演講師等(筆頭演者に限る)	10ポイント	2単位
	6) 「関連学会」での一般発表(指定演題含む)の筆頭演者	5ポイント	2単位
	7) 「学術大会」・「分科会学会」・「学術研修会」・「WCPT」・「ACPT」での座長*9	10ポイント	なし
	8) 「ブロック学会」・「都道府県学会」での座長*9	5ポイント	なし
5. 講習会・研修会等の講師*10	1) 理学療法学術研修会(以下「学術研修会」)	15ポイント	4単位
	2) 協会主催理学療法士講習会*4	20ポイント	4単位
	3) 協会主催研修会	20ポイント	4単位
	4) 協会が後援する講習会・研修会	15ポイント	2単位
	5) 都道府県士会主催の講習会・研修会	10ポイント	2単位
	6) 都道府県士会が後援する講習会・研修会	10ポイント	なし

6. 論文・学会演題等の査読 ^{*11}	1) 協会機関誌「理学療法学」[Journal of the Japanese Physical Therapy Association] 投稿論文の査読 ^{*12}	10ポイント	なし
	2) ブロック協議会・都道府県士会の発行する雑誌の投稿論文に対する査読 ^{*12}	5ポイント	なし
	3) 「学術大会」・「分科会学会」の演題査読 ^{*13}	5ポイント	なし
	4) 「ブロック学会」・「都道府県学会」の演題査読 ^{*13}	2ポイント	なし
7. 大学院修了の読み替え	現在検討中です		なし
8. 臨床実習指導者としての業績 ^{*14}	臨床実習の主たる指導者 ^{*15} (7週間以上の実習指導)	20ポイント	なし
	臨床実習の主たる指導者 ^{*15} (3-6週間の実習指導)	10ポイント	なし
9. 公的機関の定める資格 ^{*16}	3学会合同呼吸療法認定士 心臓リハビリテーション学会心臓リハビリテーション指導士 日本糖尿病療養指導士 健康運動指導士 等 申請を行う専門領域研究部会が認める資格	認定・更新に必要なポイントの1/2	なし
10. 新人教育プログラム修了 ^{*17}		20ポイント	なし

*1 生涯学習基礎プログラムの履修単位に対応

(日本理学療法士協会生涯学習システムガイドライン <http://www.soc.nii.ac.jp/jpta/03-member/shougaiGL.pdf>)

*2 日本学術会議協力学術研究団体については、日本学術会議ホームページ(<http://www.scj.go.jp/>)参照のこと

*3 日本学術会議協力学術研究団体に登録していない団体が主催する学会・学術集会へ参加した場合の履修ポイントは、以下の条件を満たす場合に認められる

- 1) 当該団体の定款・役員名簿が公になっていること
- 2) 当該団体の事務局が明記され、問い合わせに対応することができること
- 3) 参加を証明する書類(参加証・領収書を含む)が発行されていること

*4 旧「現職者講習会」を含む

*5 協会あるいは都道府県士会の後援する講習会・研究会等の受講によって得られる履修ポイントに関しては、あらかじめ主催者が所定の様式を用いて協会に申請しなければならない

*6 その他の講習会・研究会等の受講によって得られる履修ポイントに関しては、あらかじめ主催者が所定の様式を用いて協会に申請しなければならない

*7 論文掲載にあたって対価(掲載料)を必要とする雑誌の場合には、これを認めない

*8 この場合の共同執筆者とは、当該書籍に5頁以上の執筆がある者をいう

*9 座長の履修ポイントは、2009年度以降の業績から認める

*10 講習会・研究会等におけるポイントは「主たる講師」に対して付与される

講習会・研究会等において「主たる講師」とは、単独での90分以上の講義あるいは90分以上の演習で、その中心となるものをいう

講習会・研究会等において「従たる講師」とは、90分以上の演習で、その補助となるものをいう

講習会・研究会等において「従たる講師」としてこれに関わる場合、当該ポイントの2/3(端数は切り捨て)をその履修ポイントとして付与する

「主たる講師」「従たる講師」いずれも講習会・研究会等において、教授そのものに関わる必要があり、会の運営そのものに関わる人員は講師に含まない

ただし、会の運営に関わる人員に関しては、運営責任者の証明をもって参加ポイントを付与することができる

*11 雑誌の発行者あるいは学会主催者による証明を必要とする

*12 論文1編を1件とし、採択が判定された段階でその証明をもって付与される

*13 演題数5題以上をまとめて1件とし、査読が終了した段階でその証明をもって付与される

*14 臨床実習指導者の履修ポイントは、2009年度以降の業績から認める

*15 臨床実習の主たる指導者とは実習期間において実習生のマネジメントを担当すると同時に、実習生の担当する症例の少なくとも1例に関して直接指導に関わるものをいう。なお、このポイントの取得にあたっては、所定の様式を用いて理学療法士養成校の証明を得る必要がある
3週間未満の実習指導の場合、ポイントは認められない

*16 当該ポイントは関連する領域における認定ならびに更新の際に一資格一回のみ有効である

*17 当該ポイントは認定理学療法士・専門理学療法士資格取得に際して一回のみ加算される

なお、この加算は新人教育プログラムの取得単位との関連はなく、新人教育プログラム修了者に対して与えられる加算である